

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約) 9月分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	管路情報管理システム端末機器等一式 長期借入(再リース)	賃借	三菱HCキャピタル株式会 社 関西第一営業部	¥5,290,824	2023/9/28	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第6号	現に契約履行中の業者に引き続き 実施させたとき、経費の節減が確保 できると認められた	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

管路情報管理システム端末機器等一式 長期借入（再リース）

### 2 契約の相手方

三菱HCキャピタル株式会社

### 3 随意契約理由

本案件は、管路情報管理システム（以下、「マッピング」という。）の利用に必要な端末機器等（以下「本機器類」という。）について再リースを行うものです。

本機器類のリース契約当初は、令和5年10月に新マッピングリリースを想定した調達であったことから工期末を令和5年9月末としていましたが、その後のマッピング再構築業務の見直しにより、新マッピングのリリースが令和6年4月となったことから、現マッピングの運用を6ヶ月間延長することとなり本機器類の借り換えが必要となります。

マッピングは水道施設の維持管理や各種統計に活用するシステムで、運用を途切れさせることのできないものです。

現在設置している本借入機器は、動作上不具合等の故障も無く、現行契約の借入期間終了後も継続して使用可能であることを確認しております。また、6か月の新規リース契約が可能な業者から見積を徴取したところ、再リースのほうが新規契約より経済的であることを確認できたことから当該契約を行うに相当な妥当性及び合理性があると判断できるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項6号により特名随意契約を行います。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

### 5 担当部署

水道局工務部配水課

(電話番号 06-6616-5577)